文教厚生常任委員会記録

日 時 令和6年2月7日(水曜日)13時30分~16時05分

場 所 議員控室

出席者 阿部委員長、磯野副委員長、平山委員、舟見委員、村上委員、村田議長 鈴木健康支援課長、山川介護保険係長、宮崎町民課長、原田町民生活係長、 高橋福祉課長、藤井社会福祉係長

オブ・ザーバー 小寺議員、工藤議員、金木議員、逢坂議員、佐藤議員事務局 渡辺局長、嶋元係長

阿部委員長

皆さん、こんにちは。それでは、時間となりましたので、ただいまから文教厚生常任 委員会を開催いたします。

それでは、早速本日の調査事項の1件目であります第9期介護保険事業計画について 担当から説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1 第9期介護保険事業計画について

担当課説明

説 明 員 鈴木健康支援課長、山川介護保険係長

鈴木課長 13:30~13:33

まずもって、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。今、委員長のほうから出ましたように今日は第9期介護保険事業計画ということで、3年1期の8期の計画が今年度で終了ということで、令和6年度から9期の計画がスタートするということになってございます。

本日は、大きな変更点というのが8期からあまりないので、今日は保険料の部分をちょっとメインにご説明をさせていただきます。大ざっぱに言いますと、段階が4段階増えまして、所得の高い方の部分が増えましてという大きな変更点がございますが、それ以外については大きな変更点はないという状況でございます。

後ほど介護保険係の山川係長のほうから詳細、資料に基づいて説明をさせていただきますけれども、まず人口減少に伴いまして、高齢者人口も少しずつ減る基調に移っていくということで介護給付費、いわゆる町から支払う部分が若干減るというような予測に

なってございます。それに伴って、保険料も所得の低い方の段階のほうが少し安くなる というような状況が発生をしてございます。プラスしまして、そのような推計でござい ますので、介護度の給付のほう、いわゆるサービスのサービス料も横ばいというような 推移で推計をしてございます。そのような考え方に基づいて事業計画の策定を現在行っ ているという状況でございます。

今後のスケジュールですけれども、今日皆様にご説明をさせていただきまして、いろいろご意見をいただきまして、その部分を入れ込めるものは入れ込んで、それを成案といいますか、にした部分で介護保険事業審議会のほうに諮問をいたしまして、その後3月の定例会にこの保険料の部分の改正ということで条例の改正を提案させていただくというようなスケジュールになってございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、山川係長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

山川係長 13:33~13:47

では、課長からのご説明のとおり、介護保険係長の山川と申します。私のほうから説明をさせていただくのですが、何分説明も長くなると思いますので、申し訳ありませんが、着席のまま説明をさせていただきたいと思いますので、ご了承願います。

では、まず資料に基づいて説明のほうをさせていただきたいのですが、第1の計画策定の趣旨といたしまして、令和5年1月1日の羽幌町の人口が6,361人、そのうち高齢者人口が2,767人で高齢化率は43.5%であり、北海道の平均高齢化率の32.8%よりも高い水準となっております。

介護を社会全体で支え合う仕組みとしてスタートした介護保険制度は、少子高齢化に伴う75歳以上の高齢者人口の増加とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、日常生活や介護に不安を抱える方が増えるなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しております。

今後は、今まで増加を続けていた高齢者人口は減少傾向に移行することが予想されますが、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測され、介護サービスを利用する方の増加が考えられます。特に団塊の世代の方が75歳以上となる令和7年を迎えるに当たって、中長期的に介護保険事業を安定的かつ効果的に運営していくための目標を定め、高齢者を地域全体で支える仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたします。

計画の位置づけとしまして、この計画は老人福祉法及び介護保険法に基づき、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するもので、第9期計画を新たに策定するものです。

計画期間といたしましては、第9期計画は令和6年度から令和8年度までの3年間を 計画期間とします。

また、本計画は羽幌町総合振興計画の基本目標である医療体制・介護・福祉施策の充 実を目標とし、その他の関連計画と整合を図りながら高齢者の福祉と介護保険事業に関 する取組をまとめたものです。

続きまして、総人口の推計といたしまして、羽幌町の総人口は令和5年、先ほどと同じですが、令和5年1月1日現在で6,361人となっており、今後も減少傾向が続きます。将来人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口のデータを使用しております。生活支援や介護のニーズが高まる75歳以上の人口は、令和7年に団塊の世代の方が75歳となり、増加しますが、その後は緩やかな減少となる見込みです。なお、担い手である現役世代の人口は大きく減少していくと見込まれています。

続いて、被保険者数の推移と将来推計ということで、増加を続けてきた被保険者数は減少に転じ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には2,670人になると推計しています。これまで緩やかな増加となっていた第1号被保険者数は、平成30年から資格取得者より資格喪失者が増えたことで減少傾向となっております。

要介護・要支援認定者の推移と将来推計といたしまして、要介護・要支援認定者の将来推計は過去の要介護認定区分ごとの伸び率を人口推計値に乗じて算出しております。 令和4年度から被保険者数は減少しておりますが、介護保険サービスを必要とする方は増加すると見込んでいます。このことから、第9期計画では要介護・要支援者数は微増としております。

続きまして、認知症高齢者数の推移といたしまして、令和5年12月末時点で要介護認定者数622人のうち、見守りが必要となる自立度Ⅲの方と介護が必要な自立度Ⅲ以上に当たる方は334人で、高齢者人口2,699人のうち12.37%の方が見守りや介護を必要とする認知症状があります。

続きまして、介護保険料の算定ということで、介護保険サービス費及び給付費の見込みなのですが、こちらはちょっと1点、修正をお願いしたかったのですが、こちらのほうで記載の誤りがございまして、この後説明する中の第9期の介護保険給付費及び地域支援事業費の合計の金額が26億430万円となっておりますが、正しくは27億593万円、下の表の合計値のところの数字ですので、訂正をお願いいたします。(もう一回。の声)介護保険料の算定というページの中の数字で、上のほうに……(表の③番です。の声)(合計額をもう一回ちょっと。の声)今、記載されているものが合計額が26億430万円となっておりますが、下の表の③の額が正しい額ですので、額が27億593万円に訂正をお願いい

たします。上の文章の中……(文章の中。の声)ごめんなさい。すみません、説明が。 上のところにある介護保険サービス費及び給付費の見込みの中に合計額が26億430万円 というふうに記載をしている額が正しくは下の表にある本来合計値を入れなければなら なかったのですが、介護保険給付費のみを記載していたため、こちらを27億593万円に訂 正をお願いいたします。こちらの額で内容の説明のほうを続けさせていただきたいと思 います。

介護保険サービス費及び給付費の見込みといたしまして、第9期計画期間に必要と見込まれる介護保険給付費及び地域支援事業費の合計は27億593万円になると見込んでいます。この費用のうち、23%が65歳以上の被保険者が負担することとなります。算定方法は、今後3年間の介護保険給付費と地域支援事業費の合計に第1号被保険者負担割合の23%を乗じて第1号被保険者負担分相当額を算出します。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と調整交付金見込額の差額と準備基金 取崩額と保険者機能強化推進交付金を差し引き、市町村特別給付費等を加えた額が保険 料収納必要額となります。この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数で割 った値が年額保険料となり、その年間保険料を12で割った値が月額保険料となります。 こちらの計算に基づいて計算する結果、第9期における保険料の基準額としましては 5,500円を見込んでおります。

続きまして、保険料の今回の9期の事業決定につきまして、国のほうで変更がございました。先ほど課長のほうからも説明はしていただいていたのですけれども、第8期の介護保険料については所得段階が第1段階から第9段階となっておりまして、次期、第9期介護保険料からはこちらが4段階増えることになり、第1段階から第13段階までとなっております。

こちらの中身についての変更点、どのように変わったかというところで、今まで8期は第9段階の人が段階の一番上となっておりまして、その方が320万円以上の人となっていた部分について、第9期につきましてはそこから100万円ごとに区切りを、段階を上げていくことにより介護保険料、今後必要となる額、被保険者が少なくなる中、介護保険サービス費が増大するものの額をより低所得者の方に負担が行かないように高額所得の方に負担をしていただき、かつ、その部分により低額所得者の方も軽減をするという目的の下、改正が行われております。

ちなみに、第8期と9期を比べての変更点といたしましては、まず第1段階につきましては年間保険料が第8期では1万9,800円ですが、第9期としましては1万8,800円となります。要するに、年額として1,000円の減少となります。また、第2段階につきましては第8期の年間保険料が3万3,000円ですが、こちらが3万2,000円と同じく1,000円の

減額という中身になります。第3段階につきましても、第8期が4万6,200円であった部 分が第9期としましては4万5,200円で、同じく1,000円の減額となっております。また、 第4期以降、第9期までについては基準額が第8期と同じ5,500円を見込んでいることか ら、こちらについては年間保険料の額に変更はございません。新しく段階として増えて いく第10段階以降につきまして、第10段階は第8期が320万円以上の方が対象としていた のですが、第9期は320万円以上420万円未満の方となりまして、それ以降また100万円段 階で増えていくことになり、第10段階は420万円以上520万円未満の方を対象としており ます。こちらについては、基準額の1.9倍の額となっておりまして、年額としまして12 万5,400円、これまで9段階だった方が対象、同じく増加する形になりますので、9期と の差額で考えますとこちらが年額1万3,200円、月額でいうと1,100円が増加することに なります。第11段階が520万円以上620万円未満の方を対象とし、基準額掛ける2.1で年額 といたしましては13万8,600円、こちらもこれまでの9段階と比べると年額として2万 6,400円、月額として2,200円の増加となっております。続きまして、第12段階の対象者 は620万円以上720万円未満の方を対象とし、基準額2.3を掛けた額で年額といたしまして 15万1,800円、年額といたしまして3万9,600円、月額として3,300円の増加となっており ます。最後に、第13段階は720万円以上の方を対象とし、基準額掛ける2.4で年額といた しまして15万8,400円で、こちらが年額としては4万6,200円、月額として3,850円の増加 となっております。

説明のほうは以上です。

阿部委員長

それでは、説明をいただきましたので、これから質疑に入りたいと思います。質問、答弁の際は、挙手にて指名されてから発言いただきますよう、お願いいたします。 それでは、質問ある方いませんか。

-主な協議内容等(質疑) - 13:47~13:57

磯野副委員長 一番最初の課長の説明の中で、町の給付費が減少するというふうにご説明あったのですけれども、もうちょっと具体的に。

鈴木課長 ちょうど今、保険料の部分で説明した部分、ちょっと使わせていただきますけれども、9期の見込みの給付費、総額が27億593万円、先ほど山川 係長のほうから説明あったと思うのですけれども、この見込みが8期の

ときは28億1,449万円というふうな状況で見込んでいましたので、約1億 強の減という状況で推計をしているということです。

磯野副委員長 その主たる要因というのは人口減少だとか、そういうことなのか。もうちょっと詳しく。

鈴木課長 基本的には、それが一番大きいかなと。さっき途中の説明でもあったと 思うのですけれども、資格取得者よりも資格喪失者が増えているという ことでありますので、必然的にサービス提供の結果の給付費が下がって いるということになろうかと思います。

村田議長 今の最終ページの中で、第9期が第3段階まで保険料を下げるというの は非常に分かりやすいのですけれども、第10段階から所得のある人にも っと応分に負担してもらうといったこの部分というのは、国がこういう ふうにしなさいというふうにうたわれてきたものなのか。例えば羽幌町 独自でそうしたものかというところをちょっと知りたいのですが。

山川係長お答えします。

こちらにつきましては、国のほうで決定されたものですので、羽幌町独 自のものではございません。

磯野副委員長 今の質問の続きになるのですけれども、10段階から13段階まで国のほう の決定によるのですけれども、これで羽幌町としてこれを設けることに よって、どのぐらいの金額になると予想しているのか。

山川係長 その額につきましては、こちらの対象者を絞り込む際に対象となるものは、あくまで前年度の所得となっておりまして、その対象者が所得のうちでどれぐらい、どの段階に振り分けられるかということについては、まだ現状所得が判明していないため、正確なものとして推計するものがちょっとございませんので。

磯野副委員長 計画としては、特にそれにどうのこうのという話ではないと思いますので、私のほうとしては了解です。

山川係長

すみません。あくまで仮なのですけれども、現在の令和5年度における 被保険者の所得を参考として、昨年度以降の同じ所得だとした場合に10 段階以降になる方というのが、こちらの推計値としては10段階以降で74 名の方、そのうち令和6年度の被保険者となる見込みといいますか、推 計値も入れた中で2,709名中74名ということで、3%に満たないぐらいの 方がこちらの増額の対象となると予測をしております。

磯野副委員長 金額としては、ちょっと推定はあるの。

山川係長 そうですね。合計額としてどのくらいになるかについては、ちょっとす みません。

磯野副委員長 もう一点、最後に。一番最初の趣旨の中で羽幌町の人口が6,361人、高齢 化率43.50%、道内の水準よりもかなり高いということなのですけれども、 これは要するに大都市も入れればそうだけれども、いわゆる郡部として は、この43.50%というのは、羽幌町としては特筆して高いという意味な のですか。そうではないのですか。

鈴木課長

あくまでも北海道の平均高齢化率なものですから、そういう郡部と都市 部というようなことでの分析はしていないですけれども、あくまでも申 し訳ありません。文章どおりのことしかちょっと分析していませんので、 申し訳ありません。

磯野副委員長 例えばこの管内だとしても、羽幌というのはどの辺の位置なのか。かな り特筆して高いというふうに理解していいですか。それとも、まあまあ 大体管内としては平均値ぐらいかなという。

山川係長

あくまでこちらについては2020年10月時点の順位となっておりますが、 2020年10月の時点で北海道内156保険者中、羽幌町の高齢化率は25番目と なっており、うち25年度の推計値では、同じく道内におきまして156保険 者中36番目となる見込み、推計となっております。

磯野副委員長 36番目に高い、36番目に低い。上からか下からか。

山川係長 高齢化率については、降順となっておりますので……(高い順。の声) すみません。ちょっと手持ちの一覧……上からということでよろしいで す。上からの順番です。

阿部委員長 ほかはございませんか。(ありません。の声) ないですか。ないようです ので、まず本日1点目の第9期介護保険事業計画については以上で終了 いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 13:57~14:03)

阿部委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、2点目の住宅改修促進事業の再開について、担当から説明いただきたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

2 住宅改修促進事業の再開について

担当課説明

説 明 員 宮崎町民課長、原田町民生活係長

宮崎課長 14:03~14:03

本日は、説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。住宅改修に関する補助事業につきましては、これまで再開に向けた検討を進めてまいりまして、来年度から再開ということで、3月定例会にて関連予算を提案する予定となっております。

事業の内容につきましては、以前実施していた当時の形をベースとしながら、もろも ろの課題をクリアするために一部において改善を添えた形で現在考えております。

それでは、事業の概要につきまして、担当係長のほうから説明をいたしますので、ど うぞよろしくお願いいたします。

原田係長 14:04~14:09

町民課、原田と申します。住宅改修促進補助事業につきまして、資料に沿って座って 説明させていただきます。全体的には、平成22年度から30年度まで実施しておりました 住宅改修促進助成事業を再開する形で、旧制度をベースに制度設計しております。

資料1ページ目を御覧ください。初めに、事業の目的ですが、住宅の改修工事に係る 費用の一部を補助することにより、快適で良好な住環境の整備の促進、町内建設産業の 振興及び雇用の安定を図ることとしております。

次に、制度の概要ですが、町内建設業者が施工する住宅改修工事で、見積額が税抜き 100万円以上で、町が指定する期間までに改修工事を完了した場合に1件につき20万円を 1回限りで交付するというものです。

補助金交付件数ですが、毎年度予算の範囲内とし、令和6年度は40件分、総事業費800万円を予算要求しており、財源は過疎債を予定しております。事業期間は、令和6年度から8年度までの3年間の時限としております。

補助対象者についてですが、本町に住所を有する者、改修工事を行う住宅の所有者または三親等以内の親族であって、申請日時点で対象の住宅に居住している者、町税その他の税外収入に滞納がない者、申請年度において空き家対策補助金の改修補助金の交付決定を受けていないこと、暴力団員でない者としております。

補助条件につきましては、事業期間内において1世帯1回のみとし、平成30年度までの旧制度で助成を受けた住宅の改修についても申請可能としております。申請受付期間は、令和6年度については4月15日から6月30日までとしております。申請開始日を4月15日としたのは、年度当初の異動時期の窓口の繁忙期を考慮したことによるものです。受付最終日ですが、令和6年度は6月30日が日曜日で閉庁日ですので、最終的な受付日は7月1日となります。事業完了期限、毎年度3月10日と設定しております。これは、工事施工から代金支払い、町への実績報告書類の提出までを3月10日までに完了させるということです。その後、町から補助申請者へ補助金を交付するという流れです。

次に、資料2ページ目を御覧ください。施工業者に対する対応としまして、施工業者の事前登録制度を設けることとしました。主な目的なのですが、本事業における町内の対応可能な業者数の把握、あと事業者に対して補助申請者である住民から受注した工事を確実に施工していただくよう促す、声かけをするということが主な目的です。登録条件ですが、個人、法人を問わず、町内に主たる事業所がある建設業を営む方で、改修工事を自ら施工し、町が指定する期間である3月10日までに事業を完了させることが可能な方とし、資格登録申込み時に受注した改修工事を指定する事業期間内に完了させることを確約する旨のことを書面で提出していただくことを予定しております。事業者の登録申込みは、3月議会の終了後から受け付けを開始し、同時に住民の皆さんに対する周知も開始する予定です。資料の下段は、平成30年度までに実施していた旧制度の補助実績となっております。

次、資料の3ページ目なのですが、補助対象となる改修工事の一覧と補助対象外経費を表にまとめたものとなっております。

説明は以上となります。

阿部委員長

それでは、説明をいただきましたので、これから質疑に入りたいと思います。

-主な協議内容等(質疑) - 14:09~14:44

平山委員 1つ確認です。この事業は3年間ということでいいのですよね。それで、 この3年間で40件ということですね。年度で。

宮崎課長 件数につきましては、先ほど説明した40件というのは1年間の件数とい うことでお願いします。

平山委員 これ抽せんなしということで、受け付けした方は必ず受けられるという ことになるのでしょうか。

宮崎課長 再開する事業につきましては、抽せんをしないということで、先ほど申 し上げました申請の受付期間内であれば、全て受けるという形で現在考 えております。

平山委員 これは、期間ありますよね、受け付けの期間。この期間中に40件、例えば40件の希望がない場合には、その後どういう扱いになってくるのですか。

宮崎課長 一応今のところは、この期間を設けた中で、少し余裕を見た中で、前回から比べますと考えておりまして、一応まず40件到達しなければ、そのときにまたちょっと考える形になるかもしれませんけれども、まずはちょっとそれなりの件数は、これはちょっと確定的なことは申し上げられませんけれども、それなりの空白期間もありますし、ある程度の件数はちょっと見込めるのかなというところで現状考えているところです。

平山委員

前回事業をやったときに、前回も要するに町内の事業者ということでや っていましたよね。町外の事業者は駄目ということでね。前回も結構、 私はこれ問題になっていたと思うのです。町外の業者でもいいのではな いかということで。というのは、地元の業者が請け負っても結局、極端 な話、仕事できないというか、完了できないという、何かそういうこと も起きたみたいで、前回いろいろそういう問題もあったので、その辺は どのように考えて今回決めたのかなと思って。

宮崎課長

業者についての考え方につきましては、今回の事業の目的にもあります ように、まずは町内産業の振興というところで考えておりまして、まず は基本的には町内業者ということでございます。

それと、あと今回の事業再開に当たって、事前に施工業者の事前登録を していただくという形も考えておりますので、まずこの中で受注過多で すとか、以前のような課題というのがまずクリアできるのかなと。その ためにちょっとこういった手続を踏んで進めていくという考え方もござ いますので、まずはちょっとそういった考え方でおりますから、ご理解 をいただきたいと思います。

磯野副委員長 ちょっと確認したかったのですけれども、40件ということで、以前やっ たときの問題点が幾つかあって、20件を超えたケースもあって、そのと きは翌年度に繰り越して優先的にやりますよという話もあったと記憶し ているのです。今回もしこの40件を超えた場合に、どうする予定なので すか。

宮崎課長

現段階で考えていることでちょっとご理いただきたいのですけれども、 まず当初予算では40件、もし超えた場合につきましては本年度、6年度 限りということで現状考えているのですけれども、超えた場合について は補正等で対処をまずしたいなということで考えております。

磯野副委員長 もう一つ前回あった問題で、1度町内の事業者に頼んだのだけれども、 結局、了解を取ったのだけれども、事業者の都合で年度内は無理だとな っていったときに、その辺のところはどう対処なさるのですか。

宮崎課長

先ほど施工業者の事前登録制度ということでちょっと説明をさせていた だいたのですけれども、その中に登録条件としまして考えておりますの は、受注した工事の確実な施工というのを条件にしておりますので、ま ずその前段で登録していただくことで、まず今、委員さんがおっしゃら れたようなケースはまずないのかなと。そういったことをなくすために、 再開するに当たって登録制度を設けたという部分もございますので、ま ずはそこでご理解いただきたいと思います。

磯野副委員長 登録はしました。40件、出ました。業者としては受けました。だけれど も、例えば離島なんかだと気象条件とか、かなり厳しくなってきますよ ね。受けたけれども、結局離島の部分は後ろへ行って、冬期間になりま した、できませんでしたと。こうなったときはどう……その受けた、要 するに申込みをしました、100万以上の。業者と工事契約をしています。 だけれども、業者がやってくれないときは、この補助金というのは年度 を越してしまってもらえないとか。しかも、それが自分の責任でもない 業者の責任、いわゆる自然条件の責任だとかとなったときに、離島って 結構そういうケースが、そうでなくても現状、今なかなか羽幌の業者っ て離島を頼まれたら、ほとんどもうやってくれない。頼んでも3か月待 ち、5か月待ち、半年待ちというケースが結構あるのです。だけれども、 当初は受けました。登録したので、契約はしますよと。契約はしてしま いました。だけれども、現実として行けなかったときはどうなるの。

宮崎課長

まず、委員さんがおっしゃられる、ご心配されることも十分理解はまず するのですけれども、先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、 事業者を登録するに当たって、確実に町が指定する期間内に施工が完了 することができるということも登録条件としておりますので、まずはそ こをちょっと十分、事前に申込みされるとき、あるいは業者さんが受け るときに、まずそういう部分を十分注意、留意された上で契約等、施工 だとか、そういうところをまず判断していただきたいなとは思っている のです。それで、どうしても本当に極端な、何か厳しい気象条件だった りあった場合には、またちょっと考える余地もあるのかなと思いますけ れども、まず基本的には十分期間を考慮した中で、申請される方もそう ですし、依頼される業者さんのほうも考えていただきながら、まずはち

ょっと対処していただければなというふうに思います。

磯野副委員長 まず、これ業者が登録する。まず、登録するのですよね。登録をしまし た。例えば町内の業者が登録した。極端な話をします。例えば3件しか 登録しませんでした。登録業者が3件しかありませんでした。そこに40 件来ました。物理的にあり得ないですよね。できないという話になりま すね。だけれども、登録するときはやりますよとは言うけれども、現実 そういう問題が起きたときに、登録は書面上はやりますよと言っている けれども、物理的にもうできないという話になったときにはどうなされ るの。例えば今言う登録業者が、羽幌の業者が全部が登録してくれれば、 それは何とかなるのかなとも思うけれども、登録はしました。でも、そ っちの業者だって別な仕事も、いろんな仕事も受けてくる。そこだけの、 今の町の部分だけではなくて、いろんな仕事を受けてきた中で、過剰に 受けてしまいました。でも、登録はしてあります。登録の約束はしまし た。だけれども、物理的にできなくなりましたというケースが起きたと きには、これは補助金は返せという話になるの。

宮崎課長

まず、基本的には、受注できるかどうかという判断は十分町が指定する 年度内、3月10日と先ほど説明しましたけれども、そこまで必ず完了で きるかということをまず前提に考えていただいて、あと登録の事業者さ んの数はちょっと今申請方式なので、現状でどの程度までというのはち よっと分かりませんけれども、まずはその前段でこういう形でちょっと なるべくこれまで課題であった部分はクリアしたいと思っていますので、 そこはちょっと十分理解をしていただきながら、事業者さんのほうにも こういう形で進めるという意向については、案内する際に十分留意して いただくように周知はしたいなというふうに思っています。まずは、ち ょっと前段ではそういうことを十分考慮していただいて、受注できるか できないかという判断をしていただくということを前提として考えてい ただければなというふうに思っています。

磯野副委員長 すごく心配するのです。ということは、景気もコロナで低迷している中 で、業者さんもなかなか厳しい部分があって辞めたりと。実際にはどう なのか分かりませんけれども、そういう中でさっきちょっと話があった やっぱり町内業者に限定したときに、本当にこの40件というのが可能なのかというのはちょっと心配な部分もあるので、その辺は何度も同じことの繰り返しになりますけれども、十分登録の際に留意していただきたいと思っています。

それから、もう一点、財源については過疎債という話、これは町の手出 しはゼロなのですけれども、一般財源としてはゼロというふうに考えて いいですか。

宮崎課長
財源につきましては、過疎債のみで考えています。

磯野副委員長 過疎債のほうは、交付税の充当率はどのぐらいあるのですか。

阿部委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:21~14:21)

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

磯野副委員長 今言う75ということで、よろしいです。分かりました。

村田議長 何点か確認させていただきます。

まず、事業期間の3年間と今ここでうたっていて、その事業の動向を見て次も考えるのか。そこら辺の考え方をまず聞きたいなと思います。

宮崎課長 まず、制度の創設に当たっては一定期間を設けたほうがいいだろうということで、内部協議の結果でして、3年間というふうに考えております。 それで、次の3年間、経過するタイミングでの以降の取扱いについては、 またその時期を見まして、状況を勘案しまして、また判断していくこと になろうかなというふうに考えています。

村田議長 今の答弁で、利用状況などを勘案するということで、もし継続されるのであれば、やはり1年ぐらい前から早めに決定していただいて継続的に、要は今回はこれ今まで五、六年中断していたので、そういう部分からい

くと、もし継続するのであれば、きちんとその場で見定めた上で早めに 継続するならする、1年前でやめるならやめるというのは決めていただ きたいなと思います。

それから、先ほど完了できなかったという部分は質問があったので、一 番ちょっと最後のページ、非常に難しくて、どこを質問していいかとい うのが分からない部分もあるのですけれども、例えばこういう修繕、改 修、この中には耐震化だったり、それから住環境を良好にするとかとい う文言の工事も入ってきていますよね。ということになると、町のこの 今の改修促進事業だけでなくて、国・道とか、ほかの要は補助事業も利 用できるような改修というのもこの中にはちょっとあるのではないかな と。そこら辺、詳しく分からないのですけれども、羽幌町として今、例 えば町でいくとゼロカーボンを宣言して、そういう中には高密、高断熱 だとか太陽光だとか、いろんな部分の事業があって、まだ町として申請 は必要としていないですけれども、今までも耐震化をしたら例えばどこ かの補助が出るとか、何かそんなようなのもあったような気がするので すけれども、そういうほかの補助が例えば、まずあるかないかを含めて、 あった場合、それは例えば二重補助という考えになるのか。いや、そう でない。それが終わっても例えば事業費がそれを引いても100万以上だっ たら町の20万は交付するとか、そこら辺は決めているのか。そこら辺は、 どういうふうな考え方でいくのかを知りたいので、答弁お願いします。

宮崎課長

ただいまの議長の件ですけれども、まずは町の補助金、補助制度で他の所管課のほうでしている補助制度については重複しないように、そちらで受けている場合には、まず対象となりませんよということは決めているのですが、議長おっしゃられている他の機関、国ですとか道の補助等の取扱いについては、今突き詰めて正直議論というか、検討はちょっとしていなかったといいますか、取扱いについては今のところちょっと明確にお答えすることができない状況ですので、ちょっとその辺はこの後持ち帰って協議をさせていただく内容とさせていただければなというふうに思います。

村田議長

今の答弁で理解はします。今回、前回と違って修繕とか模様がえ工事、 すごく細かくこうやって、すごく気というか、こういう工事もオーケー なのですよと、すごくたくさんの項目になっているものだから、いや、 おかしくすると、そういう要は二重で補助をもらうということも可能な 工事があるような気がしたものだから、もしよければそういうのがこの 中にあるのかどうなのかも含めて、やっぱり町としては考え方をきちん として統一した形にしていかないと、変な話、片一方は、いや、道でも 10万もらって、町でも20万もらったのだとか、片一方では、いや、もら えなかったとかということになると、また不公平感が出てくるような気 がするので、そこら辺はやっぱり慎重に調べて取り進めていただきたい なと思います。

それと、最後に、今回3年間で、平成30年までの工事はチャラしますと。 たしか七、八年やりましたよね。その住宅もオーケーですよということ なのですが、これから例えば3年間終わった段階で、例えば好評だった から、また3年間続けますといったときには、それをチャラにするのか。 それとも、いや、それはチャラにしませんよというところもやっぱりそ の段階、そのときのもし延長した場合のときには、きちんとやっぱりそ こも決めておいてもらわないと、ぎりぎりになってから、実は駄目とか、 実はいいよとかというのもやっぱり住民としては困るかなと思うので、 そこら辺もきちんと決めて取り進めていただきたい。答弁はいいです。

村上委員 業者の事前登録で個人の方、羽幌町内に主たる事業所がある建設業等を 営む方、法人に限ってはいないということなのですけれども、個人の方 で住民票が羽幌になくても事業所が羽幌にあればいいということでよろ しいでしょうか。

宮崎課長 現状の認識としては、町内に事業所を有するというところで考えておりますので、委員おっしゃるような件、まず今の認識ではそういうことで考えております。

磯野副委員長 羽幌町が該当するかどうかというのは、ちょっと分からないのですけれ ども、補助対象者の4番目に暴力団員でないこととありますよね。これ 羽幌のほかの規約とかなんとかを見ると、本人及び同居の親族が暴力団 でないこととうたわないと、その下に住んでいる本人または親族が所有 する住宅となってくると、ちょっとあれかなと思うのですけれども、そ ういうふうにうたったほうがいいのではないかなということの部分なのですけれども。

阿部委員長
暫時休憩します。

(休憩 14:30~14:31)

阿部委員長休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宮崎課長 ただいまの件につきましては、委員おっしゃるような誤解のないように 表記をしてまいりたいと思います。

村田議長

住民に周知という部分と、あと事業者への周知というのがあるのですけ れども、ここでいくと建設協会、商工会と書いてある。あとは、多分広 報はぼろなんかもなってくると思うのですが、先ほどちょっと言った太 陽光パネルだとか、オール電化工事だとか、高効率給湯器とかといろん なことをうたってあると、個人でやっていて、そういう商工会とか、そ ういうものに入らないで事業をやっているところとか、あと電気屋さん でいけば、羽幌に住んでいるのだけれども、事業所は苫前だとか、電気 屋さんであるのだよね。だから、そういうのがやっぱり周知する段階で いけば、結構シビアにどうですかというところをうたうのは今まで、前 回とはちょっと違ってくるのかなと思うので、登録するしないは業者側 の責任かもしれないのですけれども、ここの中でいくと、そういうこと も考えられるというところでいくと、ちょっと今までと違うのかなと要 は思うので、今までだとペンキ屋さんだとか、建具屋さんだとか、大工 さんとか、ここでいくと電気屋さんとか設備屋さんも含まさってくるよ うな気がして、そこら辺は取りこぼししてほしくないなと思うので、要 望です。

あと1つ、言ったそれが該当するのであれば、羽幌の住民だけれども、 事業所は隣にあるのですよというのはどうするかというのをちょっと、 今答弁できないと思うので、これは検討してもらいたいなと思うのです。 実際に羽幌町にはそういう方がいるので、名前は言えませんけれども、 電気屋さんで、苫前で電気屋さんをやっている人で羽幌に住所を置いて いる人がいます。

宮崎課長 ただいま議長からいただいた部分につきましては、ちょっと持ち帰りま して検討し、整理をさせていただきます。

磯野副委員長 先ほどの登録業者の話になるのですけれども、仮に登録業者が登録しました、工事を受けました。そこの都合でその工事を外注に出しましたというときは、例えばその外注先、準則にない、苫前の業者に外注に出しましたと。受けるのは羽幌の業者が受けていますという場合、これはオーケーなのですか。

宮崎課長 基本的には請け負った元請の事業者がやる、行うということがまず基本 だと思うのですけれども、場合によって部分的に下請は、その工事の内 容によっては致し方ないのかなと思います。ただ、基本的な考えとして はまず町内事業者のために、目的として実施するわけなので、ちょっと そこら辺をまず理解をしていただきながら行っていければなというふう には思っています。

磯野副委員長 要するに、下請に出してもやむを得ない場合もあるということで理解していいですか。

阿部委員長暫時休憩します。

(休憩 14:36~14:37)

阿部委員長休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宮崎課長 ただいまの磯野委員の件につきましては、工事の内容によってそういう 下請事業者の関係はあるのかなと思いますので、まずは基本は町内が一番望ましいのですけれども、工事の内容に沿って行っていただければな というふうに考えます。

阿部委員長 ほかございませんか。(なし。の声) 私からちょっと確認をさせていた

だきたいと思いますけれども、まず2ページの施工業者の事前登録制度についてということで、登録条件については理解はしました。1点、気になる部分としては、町の例えば指名願だったり入札に参加するに当たって、見積り合わせ等で基本的に建設業許可を持っていなければ駄目だとか、設立してから5年経過しないとそれに参加できないといった条件はありますけれども、まずそういうのは緩和して、個人なり法人で建設業なり、それに関連しているところは、もう登録することができるということでよろしいかどうか、1点聞きたいと思います。

宮崎課長

ただいまの阿部委員長からの件につきましては、一応登録の申込みの記載内容の中に建設業法に基づく許可の状況ということで考えていて、届出済みだよという業者につきましては、そちらにチェックした中で許可書をつくっていただきたいという考えでおります。あと、届出がないという項目も設けておりまして、工種によっては軽微なといいますか、ある程度の一定の金額以下の場合は建設業の許可がなくてもできるという業種もあると思いますので、その辺は網羅しながらということで考えております。あと、施工可能な工事はどういったものですかという大枠の工種を掲げた中で、チェックをしてもらった中で申込みしていただくということで考えております。

阿部委員長

あと、もう一点、先ほども質問の中でも出ていましたけれども、事業完了ができなかった場合ということで、受注過多ですか、前回やられていたときにも問題にはなっていましたけれども、この住宅改修促進補助制度、課長からも説明ありましたように町内の建設産業の振興のためというのもありましたが、やはり町民に対しての住環境の整備ということなので、例えばその業者さんが本当にできないという、本当に仕事が多くてできないというのとは別に、先ほど磯野副委員長のほうからも離島の部分もありますけれども、個人でやられていて、やっぱり急に施工できなくなってしまった。体調の面だとか、そういった部分というのは、例えばこの年度内に施工業者を変える。登録しているところに限ってですけれども、変えたりとか、そういったことというのもできるのかどうなのか。あくまでも申請した時点の記載する業者だけでしか対応できないのかどうか。その辺をちょっと聞きたいと思いますので、お願いいたし

ます。

宮崎課長

基本的には、当初予定されている業者さんに施工していただくというのが基本だと思うのですけれども、委員長おっしゃるような特殊な、すごく特殊な部分というのは、ちょっと今現時点でどういったケースが出てくるのかというのは、そういう万が一の部分、特にちょっと想定はまずは基本はないのかなという中で考えているので、ちょっとその状況によって、委員長おっしゃられたような事業者の変更だとか、そういったところはちょっとまずは今後の検討課題ということで受け止めさせていただきたいなというふうに思います。

阿部委員長

分かりました。あとは、何か気になった方は直接、町民課のほうへ行って聞いていただきたいと思います。

ほかありませんか、この住宅改修。(なし。の声)なければ、課長のほうからもう一点、その他で説明したいことがあるそうなので、よろしくお願いします。

宮崎課長

すみません。日程だけ、ちょっと口頭で申し訳ないのですけれども、1 件説明させていただきます。

実は、既存事業でございます空き家対策補助事業についての今後のちょっと見通しということでご説明したいと思います。空き家対策補助金につきましては、御存じのとおり空き家の解体ですとか改修に係る費用の一部補助ということで、平成28年度の制度創設から数年経過しております。その中で、その状況も踏まえまして、これは令和7年度に向けてということでご理解いただきたいのですが、事業の見直しについて行っていきたいというふうに考えております。それで、今後状況を見ながら本委員会にも当然ご相談はさせていただきながら検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、まずはその点、ご承知いただきたいと思います。

以上です。

阿部委員長

これについて。(了解です。の声)なければ、また空き家対策補助金については、またこの委員会のほうでも担当課のほうから説明したいとい

うことがあれば取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なければ、2点目の住宅改修促進事業の再開について終了したいと思います。

それでは、次また始まるまで暫時休憩いたします。

(休憩 14:44~14:55)

阿部委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、3点目の保育士等修学資金貸付事業について、担当課より説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 保育士等修学資金貸付事業について

担当課説明

説 明 員 高橋福祉課長、藤井社会福祉係長

高橋課長 14:55~15:01

それでは、保育士等修学資金貸付制度の改正案について、私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

この制度につきましては、町内の保育所等における人員の確保及び充実を図ることを目的に、保育士等への修学資金の貸付けとして平成30年から開始しております。30年に3件の貸付けの実績はありますが、それ以降貸付けがない状況となっております。これは、北海道や札幌市において同様の貸付制度があり、当町の貸付制度よりも有利な形で行っているということで、うちの貸付制度については活用がないと考えております。このため、現行の貸付制度を改正し、町内の保育士確保を図っていきたいと考えております。北海道、札幌市の貸付制度につきましては、中段より上のほう、現行制度との比較ということで記載しておりますので、御覧いただき、説明は省略します。

主な改正点につきまして説明いたします。まず、修学資金の貸付額の増額ということで、現行月額3万円を月額5万円に増額改正します。

次に、貸付期間の変更として、現行2年以内としているものを改正案としては短大が2年間以内で、大学が4年間以内ということで、養成施設等の正規な修学年数の範囲内ということで、大学のほうにすると期間を拡大した形になります。

次に、入学及び就職時に必要な資金の貸付けということで、入学準備金及び就職準備金を新たに創設します。こちらにつきましては、それぞれ20万円の準備金を考えております。

これの改正により貸付総額、現行では月額3万の2年間ということで、フルに貸付け した場合72万円だったものが改正をすることにより、入学準備金、就職準備金を含め、 短大の場合が160万円、大学4年間の場合で280万円と貸付総額が増額する形となります。

最後に、返還免除ということですが、これは現行どおり5年間と変更はございません。 次に、その他の改正点ということで、まず1点目として就職先、こちらは卒業後の勤 務先となる対象事業所の拡大ということで、現行では保育所、それと幼保連携型認定こ ども園、認可外保育施設、幼稚園ということで規定しておりますが、変更案としまして は児童福祉法に規定する事業を行う事業所、それと認定こども園、幼稚園等と変更しま す。これにより保育士が必要となる様々な事業所に対応できるような形で変更いたしま す。

次の一部返還免除として、これは現行で引き続き2年以上勤務した場合は一部返還免除の規定に該当するということで、こちらのほうに関しましては変更ございません。

最後に、就業形態ということで、現行ではこちらについては何ら規定がなかったもので、今回の改正に合わせ週20時間以上の勤務をした場合に該当するような形で勤務形態を明確化しております。先ほどの勤務先に関しましては、今回の改正により現在羽幌町内の事業所としては認定こども園まき、それと藤幼稚園、それとちびっこランドについて該当しているものが障がい児通所支援事業所としてNPO法人いちえさんであったり、留萌中部地域子ども発達支援センターにじいろも利用可能になるということで考えております。

この改正につきましては、3月議会において条例案、羽幌町保育士等修学資金等貸付条例、それと羽幌町保育士等修学資金等基金条例のほうで改正が必要になってきますので、3月の定例会のほうに提案したいと思っております。

説明については以上となります。

阿部委員長

それでは、説明いただきましたので、これから質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

-主な協議内容等(質疑) - 15:01~15:33

平山委員 返還免除5年となっています。これは、要するに町内で就職したとき、 5年間就職していたら免除になりますよということ。

高橋課長 そういうことです。

平山委員 5年間も働かなければ駄目なの。その辺は、どうなのですか。

高橋課長 これは、もともとほかの札幌市とかも一緒なのですけれども、この辺も 最初は短くしようかという案もあったのですけれども、理事者との協議 の中で、2年いて、2年間でそのままというのもどうなのだということ で、短大の人と大学の人と2年間の差が出てくるので、それで借りっぱ ぐれではないですけれども、そういう期間で設けないで、ここは変更し ないでそのまま行こうということで理事者の協議はしております。

平山委員 それと、あと平成30年度以降、貸付けの実績がないということですけれ ども、羽幌町内のそういう事業所というか、保育士さんの足りない状況 というのはどのぐらい。もし把握していれば。

高橋課長 ちょっと具体的な数字に関してはあれなのですけれども、ちょうど30年にこの3件の貸付実績ということであったのですけれども、1件はそのまま就職はしているのですけれども、残り2件に関して、1回就職した人と就職しようと思ったら、そのときに求人がなくてということでというので、2件ほどは今現在使用していないような状況になっています。それ以降、認定こども園まきさんとか、保育士の数に関しては、それぞれの人数、受入れ人数によってのものなので、取りあえずは今のところは足りているような状態ではありますけれども、結局変わっていくにはちょっと人をもう少しということで、ぎりぎりではやっているという話は聞いていますけれども、何人まで必要というのがちょっと今出ていないので、今後それに関しては事業所とも話し合いながら、何人必要でというところはちょっと押さえていきたいなとは思います。

平山委員 今、課長ちょっとおっしゃったのですけれども、結局勤めたくても要す るに事業所で募集をしていないと。そういう子供ってかわいそうですよ ね。就職したいけれども、地元で募集がないから、要は就職できないということでしょう。そういうふうになりますよね。

高橋課長

先ほど言ったように、そういう事例もあったので、その辺に関しては求 人というか、必要人数も含めながら事業所と今、三、四件、そして今回 改正することによって違う事業所も、新たな事業所も追加になるので、 そちらのほうも含めながら、何人の保育士が必要になってくるかという のも押さえながらやっていきたいなとは思っております。

平山委員

分かりました。結局、やっぱりそういうふうに学校へ行くのにこういうものを借りていくわけで、そしてまた戻ってきて何年か働いたら返還免除になるというものが子供たちにあると思うので、その辺は町内の事業者と行政と接点を持ちながらやっていただきたいなと思います。以上です。

磯野副委員長 まず、1点ですけれども、短大2年以内、大学4年以内というのを限定 していますけれども、これ専門学校というのは入らない。

阿部委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 15:05~15:06)

阿部委員長休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋課長

はっきりとしたものがちょっと出てこないのですけれども、保育士としての資格という部分で、児童福祉法に基づいた保育士及び教員免許法に基づいた幼稚園教諭ということで、そこの資格を取るための修学資金ということになっていますので、専門学校で取れるのであれば該当しますけれども、たしか取れなかったような……(仙台の学校で取れるとなっているけれども。の声)それ短大扱いになっているのではないですかね。

磯野副委員長 仙台に保育士専門学校というのがあって、資格取得と書いているのです けれども、違いますかね。 高橋課長

一応うちのほうの条例を読む限り、そういう状況になっているので、そ の辺をちょっと確認して、後でお答えしたいと思います。申し訳ないで す。

磯野副委員長 何を言いたいかというと、やっぱりそういう専門学校でもせっかく資格 取れるのであれば、取れる学校があるのであれば、それも入れておいて やらないとかなというふうにちょっと思いまして、ちょっと検討してみ てください。

> それから、もう一点、先ほどの返還免除の5年についてなのですけれど も、これは就業先が変わってもトータル5年いればいいということ。例 えば、まきさんに2年いました。1年休みました。次、藤さんに2年い ました。1年休みました。翌年、天売のちびっこランドに行きました。 トータルで5年働きましたという形。

高橋課長

一応2年いれば、一部返還の免除の該当にはなるのですけれども、そこ からになると、その辺をちょっと含めて、そういう事例がないもので、 ちょっとあれなのですけれども、その辺ちょっと調べさせてください。

磯野副委員長 例えば本人の都合で5年、例えば1年ちょっと体調を崩してという本人 の都合もあるだろうし、例えば勤めた先で人員整理があって、あなた、 辞めてと言って、Aという事業所にいたら、ではAというところで必要 ないので、Bというところへ行きますというケースもあるのだと思うの です。

> もう一点、例えば自分で事業所を立ち上げましたというときには該当に なるのですか、返還免除の。

高橋課長

事業所に関しましては、法に定める事業を行う事業所ということで保育 所ないし幼稚園という部分で、あくまでも学校教育法に基づくとか、法 律に基づいた中で事業所を立ち上げてやるというのであれば該当してく るのかなとは思いますけれども、その辺ちょっとそれも事例がないので、 何ともはっきりとしたことは言えないですけれども、ただその事業所と して認められるかどうか。それをやるための資格があるかどうかという ところも審査しなければならないのかなとは思うので。ただ、今言った

ように幼稚園があって、そこに先生として入ってくるというのには該当 するのですけれども、入ってきてすぐに幼稚園を立ち上げてとなると、 またタイムラグとかがある可能性あるので、先ほどの話で、ちょっと何 年か空いてとかなると、ちょっとまた話は変わってくるのかなとは思い ますけれども、その辺ちょっとこれも含めて、そういう事例が多分なく ないとは思いますけれども、ちょっと検討させていただきます。

磯野副委員長 今タイムラグという話も出ましたけれども、特に女性の場合はやっぱり 出産だとかでタイムラグというのは出てくる可能性が非常に大きいのだ と思うのです。そういうことで、結婚して出産するのにタイムラグがあ ったから、5年の返還免除に該当しませんよというのは、それはまたか わいそうかなという気はするので、その辺もちょっと検討していただき たいと思います。

高橋課長

そのタイムラグというか、先ほど言った結婚、出産とかという形で仕事 を離れるという部分で、先ほど言った2名の中の1名がまさにそれだっ たので、そのときには返還免除という形で、いた年数だけで残りを返し てもらったという形にはなります。ただ、今言われたようにちょっとそ ういう事例が多く、多分人が少なくなってくるとそういう形になるのか なというのもありますので、その辺はちょっとまた検討させていただき たいと思います。

村田議長

何点か。まず、この今回改正した理由というのは分かります。ただ、こ ういう改正をしても北海道の貸付けの資金でいくと、今の段階でいくと、 ここは短大だけれども、金額から免除するのから変わっていないという ことですよね。いけば、羽幌町から借りるより道から借りて、羽幌以外 で保育士になってもオーケーということなので、ここはできれば先ほど 言った羽幌で就職があるのであれば、やっぱり何かしら有利的なもので 羽幌に帰ってきてもらうというものが何か1つあるといいのかなという 気がするのですけれども、もしあれば教えていただきたいと思います。 もう一点が、例えば羽幌を卒業して、最初の2年間は北海道の貸付制度 を利用して、後の2年間を羽幌町の大学4年以内というところで借りる ということは可能なのかどうなのかという、まずその2点お聞きしたい と思います。

理由を言うかい。理由を、さっきも言ったけれども、羽幌で例えば4年制の資金を借りて大学へ行くとしても、さっきのように就職先が羽幌になかったら、羽幌以外に就職するよね。そうしたら、返さなければ駄目でしょう。ところが、4年制へ行きたくて北海道の最初2年以内を借りておいて、後であとの2年間は羽幌でもし借りるとすれば、その羽幌に就職できなかったら、北海道のほうは免除になる可能性が十分ある。ところが、羽幌の資金を借りたら免除になれないということ、就職できなかったら。だから、そういう要は本人にとってすれば、少しでも保育士になりたい。だけれども、羽幌に就職あるのかどうか分からなかったら、そういうことも考えられるというのが後の質問。最初の質問は、2年間借りるにしたら同じ条件なので、羽幌に来てもらうために何かプラスになるようなことがあれば教えてほしい。なければ、札幌市は比較しないです。北海道と同じなのですという答弁をしていただければいいということです。できるかどうかというのは2番目の質問。

高橋課長

まず、1つ目に関しましては、4年制で見たら有利にはなっているのは 間違いないのですけれども、2年制では一緒だろうということなので、 その辺も含めていろいろと協議はしたのですけれども、一応先ほど言っ たように返還免除を短くするかとかという話もちらちらしていたのです けれども、結果的には4年制で有利になる部分が出てきているので、北 海道よりは少し有利になっているということで、この内容で収まっては いるのです。就業先自体も改正前と多分道のほうは一緒なので、そして 一応所得制限とかもあるみたいなので、そちらのほうで借りられないと いうパターンも出てくる。ほとんどないとは思うのですけれども、出て くる可能性も1つあるというのと、あと入学準備金とか就業の準備金に 関しては、例えば最初は先ほど言った例でいくと、道のほうではもらえ ても羽幌町ではもらえない。残り2年になると。逆に就業資金は道のほ うではもらえなくて、羽幌でもらえるという流れにはなるのかなと。そ の辺、4年間というのが改めて今出した部分なので、どういう状況でと いうのは少しそういうケースも含めて整理していかなければいけないの かなとは思います。今のが1つ目……違う。2つ目と1つ目を言ったの か。(いや、いいよ。多分ごっちゃになっても分かるから。の声)という

ことで、少しちょっとその辺の整理も必要になってくるのかなと。 そして、先ほど言ったように有利性というのもやってみてではないと分からないのですけれども、今までほとんど下の3万という段階でもう不利な状況でずっと事業を続けていたので、一応道と一緒もしくはそれ以上のものにしないことには、まな板にすら乗らないだろうということで、一応今上げて今後のまた見直し見直しということも考えながらやっていこうかということで、今回ある程度道に倣った中で進めていこうかということで今回の改正にはなっております。

村田議長

理解します。何だかんだ貸すのではなくて、やっぱり先ほど言っていた 羽幌町として就職先がこういうところにあるという前提にいかないと、 羽幌でせっかく貸付けして羽幌に戻ってきてくれなければ、返さなければならないということなので、そこら辺は来たから全てオーケーという のもいいかどうかというのもやっぱりきちんと判断してもらいながら上 手に使っていただければなと思う。これは答弁要らないです。 もう一個、下の改正点で、就業形態で週20時間以上の勤務というふうに 入れた理由を教えてください。

高橋課長

こちらについては、何の規定もなく職員であればという部分で今まで動いていたのですけれども、臨時的な4時間、週1日4時間で毎週働くという部分でも要は先ほど言った形、職員にはまだなれないけれども、臨時として使ってという部分での使い方でもオーケーにしようかということで、その辺はっきりと時間をうたわないと、どちらか分からないということで、今回ちょっと改正に含めて時間の明確化をしていこうということで、週20時間以上ということで入れさせていただきました。

村田議長

あとは、先ほど磯野副委員長も言ったのだけれども、例えば2年間、3年間、働きましたと。縁があって例えば結婚して、子供ができたから産休とか、途中ちょっと形態としては離れたりするような、1回退職でもいいし……退職か。退職して、また戻ってきたけれども、ほかの事業所へ行ったりということもやっぱりないわけではないと先ほども思ったのですけれども、そこら辺はやっぱりどこかで何か1回、要は2年なら2年で一部返還免除になってやめて、またそれこそ2年後にまた羽幌町と

かに就職をしてという、そういうのは、これは男女どっちか分からないけれども、条件としては起こり得ることなので、何かそこら辺は免除の部分に関しては、ただ単純に5年というのか、通算5年というふうにするのか、そこら辺はやっぱりちょっと検討してもいいのかなと思うので、もし今の段階で答弁できることがあれば。

阿部委員長
暫時休憩いたします。

(休憩 15:20~15:23)

阿部委員長
それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋課長 お答えいたします。

現状制度では、そこら辺がちょっとまだ曖昧な部分がございますので、 今言われた例とかも含めて少し中身的に検討させていただきたいなとは 思います。

舟見委員 今、一応改正案で3万から5万という奨学金になっているのですけれど も、この金額というのは一律5万ということですか、ちょっと確認です。

高橋課長 一応、以内とついていないのですけれども、修学資金に関しましては月 額5万以内ということで、準備金に関しても20万以内ということで、そ れより上、上限という形で。

舟見委員 要するに、奨学金を受ける方がその金額を決められるということですか、 5万以内ということは。そういう認識でよろしいですか。

高橋課長 一応制度上では5万円以内、20万円以内ということで、それで以内であれば設定はできるということにはなると思います。

舟見委員 それと、簡単に言いますと、北海道とこれは一応5万、5万でなって同じになっているのですけれども、募集の人数だとか、大学になると4年後ということになりますよね。短大で2年後。だから、借りる立場から

すると、その2年後、4年後に果たして募集があるのだろうかという不安がまず第一にあると思うのです。それで、北海道と羽幌でマーケットが北海道全体ということになると、恐らく北海道の奨学金を使えるものなら使うという、借りる立場ですよ。立場でいうと、そういうような判断になると思うのですけれども、2年後、4年後、あるとは思うのですけれども、何とも言えないですよね。その募集があるかないかというのは。ちょっと質問になっているかどうか分からないのですけれども。

高橋課長

先ほども言ったのですけれども、事業所のほうの募集自体が、確約は多分事業所自体もできないと思うのですよね、2年後、4年後となると。ただ、子供の数に対しての先生の数という部分では将来何ぼ必要だというのは計算はできると思いますので、そこの段階で1人募集する、2人募集するというのは、予定としては組めると思うのですけれども、この辺事業所のほうとも連絡を取りながら、どうするというのはやっていきたいなとは思いますけれども、今の現状でいくと学校へ行って試験というか、資格を取るというものに対して、うちはそれに対する資金の貸付けという制度をつくって、利用してくださいと。羽幌へ帰ってきたら免除しますよという、そういう単純なつくりからスタートしているもので、先ほど言った2年、2年とか、ちょっと今までにないケースも多分想定されてくるので、その事業所の確約という部分は今約束はできないですけれども、ちょっとその辺も確認して、事業所とよく協議しながら利用しやすいような制度になるようにはしていきたいなとは思います。

舟見委員

今の答弁でいきますと、2年後、4年後、実際問題として事業所に対して云々かんぬんというあれはないと思うので、それと少子化ですよね、今。その関係で、やっぱり募集するというあれも、だからかなり限られてくると思うので、借りる立場からすると恐らくリスクをあまり取らないような形で恐らく北海道、先ほど議長も言われましたけれども、そういうような形で北海道の奨学金を借りた場合だと、北海道内のという形だと思うのです。だから、どうしても選択肢の幅が羽幌町になりますと2年後、4年後、自分がもし行く事業所の募集があればいいですけれども、ないという可能性も考えなければならないので、ちょっと難しいかなというような感じがいたします。これは、質問にちょっとならないの

ですけれども、終わります。

阿部委員長 答弁はいいですか。

舟見委員 何か意見あれば、ちょっと。

高橋課長

うちらのほうもそういうような考えではいるのですけれども、子供が減 ったら先生の数も減るだろうというのは予想はしております。ただ、羽 幌町に帰ってきて、就職があればすんなり入って、この制度を使えば免 除になるよというもので今制度を進めていますので。ただ、先ほど言っ たように実績がほとんど伴っていない事業になっているので、見直しが 必要だろうということで、今回このタイミングで見直しさせていただい ているのですけれども、今後について有利な形にしても先ほど言ったよ うに北海道が札幌市以外、道内の事業であればどこでもという形にはな っているので、選択するのは資格を取る方が羽幌に来たいというのであ れば、うちのほうを利用してもらうという形は取りたいのですけれども、 ただこのまま利用がないのであれば、この制度自体、逆にどうするかと いうところまで今後詰めていかなければいけないのかなと。北海道にあ るからいいやという話になるのか、それとも羽幌町として来てもらいた いからと。ただ、先ほど言ったように子供が減って、就職もだんだん減 ってくるよとなると、この制度自体を持っているままのほうがいいのか と。その辺も今後多分出てくると思うので、そういうのも含めて、今は 取りあえずほかの制度に合わせた格好でスタートはしますけれども、そ れで見直し見直しして、それでもこれを使ってくれないよとなると、最 終的にはというところまで考えなければいけないのかなという話は最初 からしながら改正はしております。なので、先ほど言ったように事業所 も絡んでくるものもあるので、そちらの話も聞きながら、今後ちょっと 見直しにしても何にしてもその辺を協議しながら進めていきたいなとは 思います。

舟見委員 分かりました。ありがとうございます。

阿部委員長 ほかございませんか。(なし。の声) 私から、これ拡充するに当たって、

この制度を拡充するに当たって、今後どういった形で周知するのか。た しか現行の制度については、広報のほうに載っていたのですけれども、 予算がまだ通っていないという部分も、条例も改正していないという部 分もありますけれども、この制度を使うに当たって、どういった形で周 知等、あといつから使えるのか、お聞きしたいと思います。

高橋課長

こちらに関しましては、今条例の改正自体が6年4月1日からの施行ということで今予定して提案させていただこうかなとは思っています。周知に関しましても毎年、年明け1月に広報されているので、今回上げたのは直す前のやつでありますけれども、直したやつは直りましたというか、さらに直近の広報が間に合うのであれば載せていきたいなと。そして、この事業に関しましては高校のほうにこういう制度がありますということで、該当するというか、使いたい方はということでの周知はしていますので、そちらのほうもこの改正がもし終わって予算がつけば、高校に対しても周知していきたいなと。全体には、早いうちに広報などで周知していくということで考えております。

阿部委員長

高校のほうにも周知をしていくということですけれども、ちなみに現時点で高校を卒業する、ここでこういった学校等に進学する子というのは何名ぐらいいるのか。もしその情報として入っているのであれば、お聞きしたいと思います。

高橋課長

その辺の情報に関しましては、うちのほうは押さえていないので。ただ、何人かはいるだろうという予想はするのですけれども、最初から札幌に出るとかという形であれば、うちのほうの制度を直したりしても使ってくれないのかなとは思っています。ただ、うちも人員確保という部分での制度を始めていますので、戻ってきたい方を目がけてにはなりますけれども、新しくなったらなったで周知は続けていきたいなとは思います。

阿部委員長 分かりました。

ほかございませんか。(なし。の声)なければ、3件目の保育士等修学資金貸付事業について終了いたしまして、次に4件目の福祉ハイヤー事業について説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 福祉ハイヤー事業について

担当課説明

説 明 員 高橋福祉課長、藤井社会福祉係長

高橋課長 15:33~15:33

それでは、福祉ハイヤー事業につきまして、改正案ということで説明させていただきます。

この事業に関しましては、前回委員会でも説明しておりますが、バス、その他交通機関の利用が困難な重度の障がいを持つ者及び高齢者等が通院などでハイヤー等を必要とする場合に、その費用の一部を助成するという事業で進めております。

対象となるのは、初乗り運賃相当分、今は720円ですけれども、こちらの部分としてハイヤー券を交付しているものです。現行、障がい者は障がいの状況に応じてI、IIに分かれておりますが、現行でいきますと障がい者Iに関しましては交付枚数が24枚、障がい者IIに関しましては12枚で、高齢者につきましては12枚ということで、前回説明ではそちらのほうを増やすという形で予算要求していきたいということで説明しております。現状今予算要求している段階で、高齢者に関しましては現行の12枚から24枚ということで予算要求させていただいております。こうなると、障がい者IIのほうの12枚ということで変更するというところがちょっと今回なかったのですけれども、バランスという部分でいくと24枚に統一してやっていこうということで理事者のほうとも話がつきましたので、障がい者IIに関しましても24枚ということで理事者のほうとも話がつきましたので、障がいるIIに関しましても24枚ということで、この制度の対象となる方は交付枚数24枚ということで進めさせていただきたいなと思っております。今回の6年度予算には、この部分について24枚ということで予算要求させていただいております。

以上です。

阿部委員長

それでは、説明いただきましたので、質疑に入りたいと思います。

-主な協議内容等(質疑) - 15:36~15:44

磯野副委員長 前に、増やすことには全然異論はないのです。ただ、以前に一般質問も したのですけれども、券を配付する。要するに、印刷して封筒に入れて 送ってやって、それをハイヤー事業者に出して、事業者はそれを取りま

とめて役場に持ってきて、役場はそれを確認して振り込む。そうするの であれば、マイナンバーカード、町村でやっているところありますから、 タクシーに乗ったらマイナンバーカードで受け付けて、そうしたら自動 的に役場のほうから振り込まれるという、そういう今いわゆるIT推進 でもそういうのがありますから、そういう方向というのは担当課として はいかがなものでしょうか。

高橋課長

確か前回の委員会でも同じことの答弁になると思うのですけれども、マ イナンバーの普及率、徐々に上がってきているとは思います。前回も言 ったとおり、うちだけの事業ではなく、ほかも多分該当するものが出て くるのかなと。それには相手方、事業者もいるので、そちらのほうの対 応も必要になってくるのかなとは思います。

今24枚に増やしましたけれども、取りあえず来年度として、いきなりマ イナンバーというのはちょっと難しいのかなと。今後、普及率等を見な がら、そちらのほうに進めていければいいかなとは思いますけれども、 何分障がい者にしたら年齢はまだ若い方もいらっしゃるので、いいとは 思いますけれども、高齢者になると80歳以上の方ということで、多分そ ちらのほうのマイナンバーの普及率がまだ全然だとは思います。だから、 そちらの普及率も見ながら、便利だという形で進めていくのがいいのか というのもちょっと検討しながら進めたいなとは思います。

磯野副委員長 おっしゃることは、よく分かるのです。ただ、再三私も言うのは、そう いう事務作業を考えると、タクシーに読み取り機1つつけておけば、そ れで済む話なので、トータルとして考えたら、そちらのほうが絶対経費 的にも役場もそうだし、事業者も経費がかからない。ただ、あとはマイ ナンバーカードがどれほど普及するかという問題になってくるのですけ れども、ぜひそれも含めて今後検討課題にしてほしいと思います。答弁 は結構です。

> それと、もう一点。タクシー券を増やすのはいいのですけれども、心配 しているのはこういう話も出てきて、タクシーが運転手いないから、タ クシーを何とかしてくれという、こういう部分も出てくるのですけれど も、今後その見通しとして本当に枚数だけ増やして、どんどん、どんど ん利用者が増えていった部分、タクシーがなくなると、これ使えなくな

るという、そういう懸念も出てくるのかなと。ちょっとそういう心配しているのですけれども、担当課としてはその辺のところは、どのように捉えているのでしょうか。

阿部委員長暫時休憩します。

(休憩 15:39~15:40)

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋課長

ハイヤー券の増加というか、枚数を増やす分に関しましては、いろいろ 要望があった中で、町長の気持ちもありましたので、増額という形で今 回させていただいております。磯野委員がおっしゃる運転手とかの関係 になりますと、前もお答えしたとおり、うちの関係だけではなくなって きますので、担当課と今後その辺に関しましても何かできるかというの も含めて、ちょっと検討というか、話題に乗せていきたいなとは思いま す。

村田議長

今回、この24枚に町民からの声を受けて枚数を倍増したというのは、大変町民にとってはありがたいことだなと思います。ただ、1点、前からいろんな部分で80歳以上という部分になって、運転免許を返した人に対しては足がなくなるので、結構前からそういう声があって、年齢ではなくて、いろんな条件によっては70過ぎてもう免許を返す人もいるでしょうし、いろんなことが起きると思うのです。そこら辺は、今回は載っていないので、実現はできなかったのでしょうけれども、検討材料にあったのか。いや、今回は全く、今まで枚数以外は変わらず、検討しなかったのか。できれば、どこかの機会に、本当に足が困っている人も助けるという部分でいくと、そういうものも考えていかなければならないのかなと思うので、そこら辺どのような話合いをしたのか。ちょっと分かる範囲で教えていただければいいなと。

高橋課長

検討をする中で、村田議長がおっしゃった運転免許の返納に関しても年齢を下げるという話もした中で、今回80歳以上というのが、対象は変わ

っていないですけれども、枚数を増やすということで、一応検討はしているのですけれども、運転免許に関しましては理事者も含めて、まだ持っている方が多いという部分もあって。ただ、もともと持っていない方という人の関係も出てくるなということで、その辺少しまだ協議が必要かなということで収まっていますというか、そういうことで話はしております。今回に関しては、枚数を倍にするということで、これの利用状況も見ながら今後また考えていかなければいけないのかなということで、申し訳ないのですけれども、対象はそのままの24枚という形で今回の予算に関してはその形で進めさせてもらっています。

村田議長納得します。理解はします。

阿部委員長 ほかございませんか。(なし。の声) 私から、障がい者Ⅱと高齢者の部分 を枚数を倍にするということで予算額、まだ通っていないですけれども、

かなりな大幅なことになるのかなと思いますけれども、その辺は単純に 倍になるものなのか。また、対象者に対しての見込みで今まで出してき た。その辺、予算議会前ですけれども、もし話せる部分あれば教えてい

ただきたいと思います。

高橋課長 前回の委員会でもしゃべったかもしれないのですけれども、枚数を増や

し、倍にしたからといって、使われている量が倍になるという話ではなくて、今までどおり執行率、交付率等を加味して、少しシビアにというか、しております。でないと、またかなり余るという形にもなり得ると

いうことで、状況を見ながら予算化は進めております。

阿部委員長 分かりました。かなりシビアな感じで、予算額については言っていない ですけれども、見たということですので。ただ、町長の公約としてもあ

りましたので、その辺は理解します。

また、これについては、また年度が変わってから利用状況等をまた説明できるようになれば、また説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。このまま次の……4件目、ありませんか。(なし。の声)なければ、終了して、5件目、続けてやっていいですか。(はい。

の声) それでは、5件目の設置型授乳室について説明をお願いいたしま

す。

5 設置型授乳室について

担当課説明

説 明 員 高橋福祉課長、藤井社会福祉係長

高橋課長 15:46~15:49

続きまして、設置型の授乳室につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、町内の子育て世帯への支援の一環として、中央公民館のロビーに完全個室となる設置型の授乳室、ベビーケアルームということで配備していきたいということで、新規として今回の予算のほうに掲げさせていただいております。

授乳室に関しましては、全国的にも子育て支援の一環として配置されているところが 多くなってきているというのもありまして、一応羽幌町に関しましても、特に離島の子 育て世帯の方が羽幌町に出てこられたときに、町内にどこもないというご意見もいただ いていた部分もあって今回設置、道のほうの補助も開始になるということもあったので、 それも含めて今回設置の方向で動いております。

授乳室に関しましては、特徴としては1畳ほどのスペースで設置可能なものとして、次のページに写真つけていますけれども、よく道の駅やいろんな施設で見るような形のものを想定して考えております。こちらに関しましては、先ほど言ったように1畳ほどのスペースで設置可能で組立式で設置型、移動も可能なものとして独立した個室空間を確保できるもので、中からも施錠もでき、十分防犯対策もできているという部分で一応これを想定して予算化しております。

設置する場所として、公民館ということにした理由につきましては、市街地の中心部 に近いとか、すこやか健康センター利用後に立ち寄れる場所、あとは土日、祝祭日等、 夕方以降も開放されているところ、それと指定緊急避難所ということになっていますの で、何か災害があった場合には、そこは使えるだろうということで、公民館という設置 をさせていただいております。

予算規模に関しましては、記載のとおり340万ぐらいのものになります。財源は、まちづくり応援基金、それと道補助金、これについては6年度からの事業ということで、まだ確定意向が来ていないので、補助率までは少し分からないのですけれども、一応道の補助が使えるのであれば、こちらを使って設置していきたいなということで考えております。一応これに関しては6年度、準備ができ次第、進めていきたいなとは思ってお

ります。

以上です。

阿部委員長

それでは、質疑に入ります。

-主な協議内容等(質疑) - 15:49~16:05

平山委員 この授乳室の中は、どのようになっているのですか。

高橋課長 授乳室の中に関しましては、独立した個室のような空間になるように椅

子、ベビーベッド等になるような椅子の設置がされていたり、物によってはモニターというか、テレビをつけれるような形にもなっていますし、

一応うちのほうとしても限りなく……

平山委員 ごめんね、途中で。後で見せてもらいますけれども。それで、ここは窓

とかは何もないの。明かりとかは。

高橋課長 一応、上のほうが格子状になっていて、上からの光が入るようになって

います。設置場所によっては、もし火災があった場合、スプリンクラーの水が入るようにとか、いろんな形状になっていまして、光も通すし、 火災のときには上から水も入るような形になっています。だから、完全 な密室ではあるのですけれども、そんな閉鎖されたという部分ではない

とは思います。

平山委員 赤ちゃん、お子さんはベビーベッドでいいけれども、お母さんはどんな

感じか。座るところとか。

高橋課長 一応1畳分のスペースで、親子ゆっくりと座って過ごせるような形にな

るよう、ベッドになったり、椅子になったりという形にはなったもので、ゆったりおむつがえができるようなというようなつくりになっているの

で、どこかトイレでというよりは便利にはなるのかなと。

磯野副委員長の何点か。これは木製ですよね、基本的に。材質は。

高橋課長 基本的には、骨組みは別なのですけれども、木に似せた素材ということで、対策のほうにも問合せたのですけれども、ちょっとマル秘部分があるということで、完全な木ではないとは思います。

磯野副委員長 何を言いたいかというと、実はたしか島根県で段ボール製の授乳室というのを各道の駅に150個ほど寄贈したのです。そうしたら、非常に不評で、要するに段ボールなので、何かあったらひっくり返るのではないかと。それから、先ほど課長のほうから天井から明かりを取りますよと言ったけれども、段ボールのやつは全く天井がすぽっと空けているので、のぞかれるのではないかという心配が1つ。それから、段ボール製のはカーテンだったので、それはもう開けられるだろうという、そういうやっぱりお母さんたちにとっては非常にプライバシーの部分もかなりあったものですから、それで今ちょっと確認しました。見ると、これ段ボールではないですよね、どう考えても。天井という部分は、やっぱりちょっと検討してほしいなと思います。天井が空いている部分については。

高橋課長 天井部分に関しては、設置場所によって上からのぞかれるというのもあるので、その辺は工夫ができるようにはなっていると思います。先ほど段ボールのということで、道の駅のほうで全国的に配ったという部分があったのですけれども、その話もあって、うちのほうも補助があるということで、子育て支援ということで設置、それよりはいいものを設置したほうがいいのではないかということで今回予算化させていただいているという経緯もございます。

磯野副委員長 場所として公民館のロビーということです。特に離島の子育て世帯から の要望というのがあったのですけれども、例えばそういう離島の人たち、 フェリーターミナルという要望というのは全くなかったのですか。

高橋課長 その要望を聞いたのが健康センターに事業として入ってきているお母さ ん方からの要望ということで、ほかの町場のお母さん方は家へ帰ればい いだろうけれども、私たちにはないよねというのを保育士等が聞いてい

るということで、今回それにちょっと対応できるような形で、健康セン ターに置ければいいですけれども、あそこもちょっと狭いので。そして、 完全に誰でも町民が使えるようにという形で、公民館であれば土日、祝 祭日も開いていますし、夜もある程度、8時、9時ぐらいまでは開いて いるということで、こちらのほうを設定させていただいております。

磯野副委員長 多分これ可動式ですよね。どこでも持っていけるという、そういうふう に理解をしているので、いろんな要望が出てくる中で、公民館に限らず、 全く固定ということではなくて、そういう弾力的に考えていただきたい と思っているのですけれども、場所については。

高橋課長

一応、移動可能ということではなっているのですけれども、物自体が多 分重たいと思うので、その場から動かすのに……260キロもあるので、1 回公民館に設置すると、ばらして移動というのは可能かもしれないです けれども、公民館内の移動は床がああいう床なので、キャスターつきに たしかなっているはずなので、移動は可能だとは思います。ほかのとこ ろにというのであれば、またちょっと検討をしながらやっていくしかな いかなとは思っております。

村田議長

移動はできるけれども、なかなか1回設置したら、ずらすことができな いということなので、ここの場所でもこういうふうに設置したことによ って、実はハートタウンにも欲しいよねとか、いろんな要望が出てくる と思うのです。そういう中で、これは6年度からの補助事業開始となっ ているのですけれども、何年間あるかも分かっているのか、分かってい ないのか。やっぱり要望に沿うのには、この中央公民館1個では何かち ょっと足りないのかなというのも思うので、そこら辺のこれからの考え 方というのかな。やっぱり補助事業も使いながら、利用者に対して利便 性を図るという面でいくと、もう何台かは必要なのかなという部分もあ るので、そこら辺の考え方はどういう考え方になっているのか。あれば、 答弁願いたいと思います。

高橋課長

うちのほうとしては、何台も置ければいいのですけれども、この補助自 体がもともと道で持っている事業をこども家庭庁ができた部分で、子供 の部分とそれ以外の部分と分けて6年度から新たにやるというものだったので、来年についてはまだ詰めている最中だと思います。補助割合についても前の事業でいくと210万を限度に、それの半分ということなので、ついても100万ちょっとという想定はしているのですけれども、まだそこもはっきりしていないです。今回、予算額も載せていますけれども、そのぐらいの金額かかってくるので、補助だけでは足りないだろうということで基金という部分も使っての形にはなっています。それを何台もという形には今ちょっと、うちのほうは欲しいですけれども、1回これでやってみるしかないのかなと。そして、状況を見てほかの場所にもというのであれば、多分この補助を1回使うと、また使えるかどうかもちょっと分からないので、その辺も含めて財源も探しながらという形にはなるとは思います。

阿部委員長

ほかございませんか。(なし。の声) 私から、町内の子育て世帯、特に離島の子育て世帯ということで設置型授乳室ということですけれども、中央公民館、先ほど再三課長のほうからも道の駅によく設置されているという答弁もありまして、むしろそっちのほうが、町内の子育て世帯というふうに限定するのも確かにあれですけれども、子育てをしている方たちに優しい町というふうに見れば、例えば道の駅だったり、いろいろな方が利用するような場所のほうがいいのかなというのを単純に思ってしまったり、公民館だと乳児ですよね。そういった方を持っている方が果たして年間どのぐらい、いろんなサークルでそこを使っているのか、ちょっと自分も詳しく分からないですけれども、理由としては、この公民館のロビーとした理由というのも分かるのですけれども、何かもうちょっと幅広く考えたほうがよかったのかなとは思うのですけれども、その辺改めてお聞きしたいなと思います。

高橋課長

お答えいたします。

設置場所に関しましては、道の駅も含めた中で検討はしていましたけれども、うちのほうの道のほうの補助金自体が羽幌町の子育て支援事業に対するものという部分で、補助要綱として町民向けのという部分が多分出てくるかなとは思います。それも含めて、町民に利用される施設ということで中央公民館というのを選択したというのが最終的な理由なので

すけれども、道の駅という部分に関しましても先ほど言ったように今回 設置した中でどれだけ利用があるのか。そういうものも見ながら、さっ き移動可能だという部分もあったので、そこも含めて今後設置して、そ れから状況を見ながら、また再度設置場所については検討していきたい かなとは思います。

阿部委員長

分かりました。こういうのを設置すること自体は、非常に子育てしてい る方たちに対していいとは思いますけれども、設置したはいいが、あま り使われなかった、別の使われ方をしてしまったとならないように、公 民館ですので社会教育課、それ以外の課とも話をしながら、連携を取り ながら、公民館でそういった事業をできる限りするとか、できるだけ、 レストパークもありますので、そういったところへ子供を連れてきなが ら、何かあればそういうところも使えるといった周知もしながら、ぜひ 進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平山委員

今、委員長のほうからも利用者の数とか出ていましたが、これ今後設置 した後どのぐらいの方が利用されているかという、そういうのは把握し ていくのですか。

高橋課長

把握していければ一番いいのですけれども、そこまでは多分、設置した 中で誰が入っているという中身は見られないと思います。多分、何人使 ったというのは、把握するのはちょっと難しいのかなとも思っています。 ただ、ロビーに置くので、常時見ているわけにもいかないという部分で、 使用されている、されていないぐらいの状況は公民館に協力をもらって 確認していきたいなとは思います。

磯野副委員長 最後に、設置場所に関しての1つ、私のこれは思いなのですけれども、 多目的トイレがあるところには、私は多目的トイレのほうが絶対使いや すいと思っているのです。ベッドもあるし、トイレもあるし、水も使え るし、トイレットペーパーもあるし。そういうものがないところに設置 したほうがいいかなという思いです。ぜひ検討していただきたいです。

高橋課長 多目的トイレという部分でそれも検討、場所の選定としては検討してい たのですけれども、昔造られたものに関してはベッドすら設置していない、いわゆる車椅子想定で造っているので、ベッドを置けるスペースもないとか、それで改修自体を諦めて設置型にしようかというのもちょっと1つあったので、その辺は場所は見ながらということで今後も検討は続けていきたいとは思います。

舟見委員

第一候補として中央公民館ですよね。それで、僕の感覚で言いますと、 中央公民館のロビーに置くのであれば、暖房をまず考えなければならな いなと思っているのです。特に、夏場はいいのですけれども、かなり寒 いのですよね、はっきり言って。その辺は何か考えていますか。

阿部委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 16:04~16:04)

阿部委員長休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋課長

設置場所に関しましては、中央公民館のロビーという部分では進めていますけれども、状況を見ながら場所は変更にはなると思います。ただ、公民館に設置するという部分で、第一候補というか、まずそこで検討していきたいなということで進めています。

阿部委員長

ほかございませんか。(なし。の声)なければ、5点目の設置型授乳室について終了いたします。

長時間にわたり、どうもお疲れさまでした。以上をもちまして文教厚生 常任委員会を終了いたします。